

第1回会津美里町障がい福祉計画等策定委員会

日 時 令和5年6月1日(木)15時00分～17時00分

場 所 会津美里町役場本庁舎 204・203 会議室

委嘱状交付

次 第

1 開 会

2 町長挨拶

3 委員長及び副委員長の選任

委員長	
副委員長	

4 議 事

- (1) 計画策定の概要
- (2) 計画策定スケジュール
- (3) 第3期障がい者基本計画実施状況と障がい福祉の現況
- (4) アンケート調査(案)について
- (5) その他

5 その他

6 閉 会

委員名簿

(敬称略)

No.	氏名	所属	役職	区分	備考
1	ナガミネ シゲノブ 長嶺 重信	会津美里町民生児童委員協議会	民生児童委員	地域の代表	
2	アダチ カズシゲ 安達 和重	会津美里町社会福祉協議会	事務局長	障害者団体、関係機関に所属	
3	サイトウ ケンイチ 齋藤 研一	社会福祉法人鶴翔会 相談支援事業所ゆきわり荘	相談支援事業管理者		
4	アナザワ アケミ 穴沢 明美	特定非営利活動法人 ピーターパンネットワーク	就労支援 B 型施設長		
5	キムラ ナオヒト 木村 直仁	特定非営利活動法人 希来里	施設長		
6	ワタナベ カズマ 渡部 数馬	特定非営利活動法人ハッピーロード美里デイサービスセンター	管理者		
7	タカハシ ヒロコ 高橋 裕子	Dan Dan	障がい者団体		
8	オノ ヤスヒロ 小野 泰弘	特別支援教育推進委員会 こども教育課	主幹兼指導主事		その他町長が特に認めるもの
9	フルカワ カナコ 古川 佳奈子	高田厚生病院	医療ソーシャルワーカー		
10	スズキ ノリコ 鈴木 範子	健康ふくし課 健康増進係	保健師		

事務局

所属	職名	氏名
健康ふくし課	課長	平山 正孝
	課長補佐	星 公子
	副主幹兼障がい福祉係長	阿部健太郎
	障がい福祉係 主事	荒川 紗英

改正

平成23年8月15日告示第95号

平成23年10月1日告示第115号

平成31年2月25日告示第19号

会津美里町障がい福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 会津美里町障がい福祉計画等（以下「計画」という。）の策定を円滑に進めるため、会津美里町障がい福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の委員は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 障がい者基本計画及び障がい福祉計画の策定に関すること。

(2) その他計画の策定に関し必要と認められること。

(構成員)

第3条 委員会は、次に掲げる者で10名以内をもって構成する。

(1) 地域の代表

(2) 障害者団体、関係機関に所属する者

(3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画が策定されるまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会は、委員長及び副委員長1名を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を統括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康ふくし課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則 (平成23年8月15日告示第95号)

この要綱は、平成23年8月15日から施行する。

附 則 (平成23年10月1日告示第115号)

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月25日告示第19号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。